

令和4年4月1日

入所を申し込まれる方へ

特別養護老人ホームは、平成27年3月までは要介護1以上の方であれば入所対象となっていました。平成27年4月からは、原則、要介護3以上となりました。（介護保険法、介護保険法施行規則の改正）

要介護1～2の方は、原則、特別養護老人ホームに入所することができなくなりましたが、例外（特例入所）もありますので該当される方は担当者にお問い合わせください。

また、入所は必要性の高い方から優先して入所することになっています。

兵庫県においては「介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアル」（平成27年4月1日）の制度に伴い「入所順位の評価基準」に基づいて必要性の点数で評価し、原則としてその点数の高い方から順番に入所していただくこととなりますので先着順ではありません。ただし、認知症の程度、男女の構成、施設の処遇方針や状況、医療の程度等により点数が高い方が必ずしも入所できるというものでもありません。また、入所申込後・要介護度や介護の状況など申込書の内容に変更が生じた場合には、申込書に基づき、変更部分に関して連絡して下さい。申込後3年間は保管いたしますが、3年間を過ぎる方に関しては名簿から外させていただきますのでご了承ください。

当施設では、毎月「入所判定会議」をおこない、順位付けを行っております。県の指針に従った入所方法を取る事により「先月は20番目番と言われたのに、今月は40番目と言われた。」という状況が発生することも想定されますので、ご了承ください。

特別養護老人ホームペーパームーン